

有料職業紹介手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の <u>50%</u> (上限) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の <u>50%</u> (上限) 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>1,500,000 円</u> (上限) 活動 1 日当たり <u>50,000 円</u> (上限) 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の <u>50%</u> (上限) 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000 円</u> (上限) 相談・助言終了時 <u>30,000 円</u> (上限) 成功報酬 <u>50,000 円</u> (上限) 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。詳細は下記のとおりです。	
返戻金制度の内容	有料職業紹介事業者は求職者が就職後、3ヶ月以内に求職者の責めに帰すべき事由により離職した場合は、紹介手数料（成功報酬）を下記の比率にて求人事業者に返戻する。
採用日～1週間以内に退職した場合	紹介手数料（成功報酬）の <u>100%</u> を返戻
1週間超～1カ月以内に退職した場合	紹介手数料（成功報酬）の <u>80%</u> を返戻
1カ月超～2カ月以内に退職した場合	紹介手数料（成功報酬）の <u>50%</u> を返戻
2カ月超～3カ月以内に退職した場合	紹介手数料（成功報酬）の <u>20%</u> を返戻
4か月目以降に退職した場合	返戻なし

許可番号 27-ユ-303274

株式会社オフィス奏

大阪府大阪市中央区大手前 1-5-6 光養ビル 2 号館 3 階